

# 第162国会 衆議院予算委員会・第八分科会 第1号

平成17年2月25日(金曜日)

[http://www.shugin.go.jp/itdb\\_kairoku.nsf/html/kairoku003816220050225001.htm](http://www.shugin.go.jp/itdb_kairoku.nsf/html/kairoku003816220050225001.htm)

○石井主査 これにて木村太郎君の質疑は終了いたしました。

○塩川分科員 おはようございます。

私は、きょうはハツ場ダムについての質問をさせていただきます。

ハツ場ダムは、事業費が一千百十億円から四千六百億円に倍増、大きく膨らんだということ、全国一高いダムとなりました。来年度の予算案を見ても、すべてのダム計画の中で最も大きな予算である一百八十億円がついております。関係都県などの負担も当然大きくなつてまいります。

この事業費倍増の報道に接した首

都圏の住民の皆さんにとつては、改めて、ハツ場ダムというは何なんだ、このハツ場ダムが本当に必要なのかと、いう声が広がつてゐるわけであります。政府は、この国民の声に真摯に耳を傾ける」とが求められております。

そこで、お聞きしますが、今全国的にも水余りでもあるわけで、需要に応じて水資源開発計画をつくり変えなければいけないときであります。時代のニーズに合わせた、利根川水系の新たな水資源開発基本計画、フルプランは今どうなつてゐるのか。新たな計画の今後の見通しですけれども、お答えください。

○仁井政府参考人 利根川水系フルプランの改定の見通しについてのお尋ねでございます。

お話をございましたように、水資源を取り巻く諸情勢が変化してきており、ということに対応するため、水資源部におきましては、現在フルプランの改定、これは利根川水系だけではなくて全国七水系六計画でございます

が、これに取り組んでいるところでございます。このため、利根川水系につきましても、私どもの方から関係都県に対して、将来の水需要の見通しなどについての調査をお願いしているところでございます。

一方で、フルプラン、全体的に改定をするということのためには、私どももそうでございますし、それぞれの都県におきましてもそうでございますが、基礎資料の収集、整理、あるいは関係者との調整、合意形成といったいろいろなプロセスが必要でございます。最終的には国土審議会での調査審議といったような段取りを経て手続を完了させるわけでございますが、そういうことを考えますと、どうしても所要の時間をするということについては御理解を賜りたいと思います。

私どもとして、フルプランの改定、でかかるだけ早く終えたいというふうに考えております。現在、関係省あるいは関係都県との間での情報収集、意見交換、必要な調整といったところに

努めているところでありまして、極力

早期に改定に持つていただきたいというふうに考へておるところです。

○塩川分科員 まだできていない。まだかかりそな話ですが、前の計

画そのものは切れてしまつておるわけで、水需要の見通し、下方修正が実際に行われるようなときに、新たな計画がいまだないわけであります。

もう一つ、九七年の河川法の改正で、河川整備基本方針、河川整備計画をつくることになりました。環境保全を目的に加えて、計画段階からの住民参加の手法を強めたことが特徴であります。

八ツ場ダムを含む利根川水系に係

る河川整備基本方針及び河川整備計画は、今どうなつておるでしょうか。

お答えください。

○北側国務大臣 利根川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画につきましては、これは利根川の治水計画の基本となる計画でございますので、できるだけ早期に策定する必要があ

ると考へております。

現在、利根川水系では、近年の降雨資料の整理、解析を含めまして、必要な調査、検討をしているところでござります。私からも、早期の策定に向けてその作業を早く進めてもらいたいと、いうふうにお願いをしておるところでございます。

利根川水系というのは、委員も御承知のとおりに、大変流域が大きくて、流域の都県、関係市町村また関係機関、大変多いわけでございます。これらの関係機関との事前の協議、調整をしつかり行いまして、できるだけ早期に策定してまいりたいと思つております。

あるわけですから、それらにこたえるという点では、改正されてから八年であるわけで、そういう意味では、直ちにつくるべきものが実際にはできていません。私は、早期の策定に向けて、その作業を早く進めてもらいたいと、いうふうにお願いをしておるところです。

そういう点では、今フループランもなければ河川整備計画もないわけで、あるのは昔のままのダム計画だけあります。時代に合わせた新たな計画のないままに、昔のままの計画でダム計画を進めるのは極めて問題じやないか、このように考えますが、大臣はどういうふうにお考へでしようか。

○北側国務大臣 昔の計画といつたつて、それは今生きておるわけでござります。昔の計画が無効になつたわけではございません。また、現実に、治水の必要性というのは昨年一年間を見てのとおりでございまして、治水の必要性というのは大変高いわけでございまして、新たな河川整備計画ができるわけではありません。そうしたら、治水について、できない、してはならない、そういうことではないということは委員も当

然御承知のところでございまして、かつて決めた計画に従つて今進めている、というところでございます。

○塩川分科員 水需要も変わる中で、改正河川法で時代の要請に応じた計画が求められているときに、昔のままの計画でいいのかということが問われているんだと思うんです。

八ツ場ダムについては、既に関係都県に對して住民の方から監査請求が行われ、また続いて、支出差しとめの提訴も相次いであります。もちろん、ダムは必要ないという方と同時にダムは必要だという方もいらっしゃるとは思いますが、そういう意味でも、この改正河川法の趣旨にのつとつた対応が必要じやないかと考えます。

学識経験者の意見や住民の意見などを整備計画に反映することとなるべく、この作業をしないまま、五十年以上も前につくられた八ツ場ダムの建設計画を推し進めるということは、改めて聞きますけれども、改正河川法の趣旨に反するんじ

やないかと思うんですが、その点、いかがでしようか。

○清治政府参考人 八ツ場ダムにつきましては、目的がいろいろあるわけございますが、現状に合わせた計画の内容の充実といいますか、そういうようなことは意識してやつてきてるわけであります。昨年もダムの基本計画につきまして事業費の改定のお話がございましたが、そういう話の中でも、全体の見直し、調整ということはやつてきておりますので。

ただ、本当のもとになるところのフルプランあるいは河川整備の基本方針、整備計画、これにつきまして、まだ十分な現状を反映した形の見直しが行われていないというのは御指摘のとおりでございますので、これについては早急に計画の見直しが行われますように、各般と調整を重ねてまいりたいと思つております。

○塩川分科員 立ちどまつて考えるべきときにあるんじやないかということを私は言いたいんですね。

その上で、やはり住民の声も聞いて計画をつくつていく上で、整備計画には学識経験者や住民の声を反映するということがうたわれておりますし、現に、直轄の百九水系を見れば、整備計画をつくっているのはわずか十一ですけれども、流域委員会をつくって住民や専門家の声を反映するというところは今二十五水系に上つてゐるわけです。その中に、この八ツ場を含むような利根川水系というのは入つていません。一番大規模な計画でありますながら、なぜ専門家や住民の声を聞かないのか。これこそ直ちに行うべきじやないか。

淀川水系の流域委員会のようには、専門家と関係住民も参加をしたきちんととした協議機関、これこそ、すぐつくるということを国としても整備局に対してきちんと求めていく必要があるんじやないですか。

○清治政府参考人 今、百九水系、一級水系の進捗状況について数字のお話もございましたが、利根川の水

系につきましては、大臣からお話をありましたように、非常に重要な水系であるという認識をしておりますし、たゞ、関係者が非常に多いということがあります。例えば流域の関係の方々とか学識者の意見を聞くに当たりましても、水系全部で一つの形でいくのがいいのか、もう少し地域ごとに分けて対応していくのがいいのか、そういうことも含めて今検討しているところであります。ですが、とにかく早い機会にそういう意見を聴取できるような体制をとつて、計画の見直しを進めたいと思つております。

○**塩川分科員** ゼひ利根川水系でも流域委員会をつくつてもらいたいと思うんですが、その点、改めて、いかがですか。

○**清治政府参考人** 利根川水系の治水の基本になります流域基本高水のものを考えていかなければならぬのではないかというふうに考えております。

○**塩川分科員** ダムの事業費で一番大きいのはハツ場ダムですから、そういう点では、残つてある残額が一番多いのもハツ場ダムになるわけですね。これから負担をする住民の皆さんにとつても、負担する住民の声を聞くのは当然なんじやないかという点でも、私は流域委員会などをきちっとつくつた対応こそが求められていると思いますし、住民の声を聞くことなしに事業を進めることが問題だということを申し上げたいと思います。

○**清治政府参考人** 今お話をありました流域委員会は、これは法的に位置づけられたものではございませんが、学識者あるいは流域のいろいろな関係者、そういう方々の意見を聞くために、それぞれの水系に合った形で聞く場を設けています。それで、その算定根拠はどのように考へておられるのか、お答えください。

○**清治政府参考人** 利根川水系の治水の基本になります流域基本高水、今委員からお話をありましたように二万二千立米。パーセンドという形で決まつてます。一般的な、それぞれの水系について流量を決めていく手法についてお話ししたいと思います。

利根川の水系につきましても基本的にはそういう方法でやつておりますということになりますが、まず、水系ごとの重要性を判断いたしまして、この水系は何分の一の確率の安全度を目標にするということを定めます。例えば二百分の一とか、そういう形で決めていくわけですが、その二百分の一の確率に相当する雨量がどのぐらいになるのかということを算定いたしまして、その雨量に基づいてそれぞれの河川の流出計算を行います。

利根川水系の治水にかかわって、基本高水流量、ピークの流量が二万二千立米。パーセクと言われております

その流出計算を行つた結果としていろいろな数字が出てくるわけであります。それらを総合的に判断して定めることになりますが、利根川の水系の二万二千トンにつきましては、この二百分の一の雨量によりまして算定しました流量というのが二万一千二百でございます。

それに加えまして、実際に降つた雨としまして、昭和二十二年九月のカスリン台風がございますが、その実績降雨によりましても流量の算定を行つております。これまで、この算定した流量が二万二千でございます。

これらを勘案いたしまして、利根川につきましては、基準地点の八斗島におきまして二万二千ということで定めているわけでございます。

○塩川分科員 ダムに治水効果があるということは否定しないわけですが、それでも、そこでお聞きするんですが、この二万二千のピーク流量ですと、今後、幾つの治水ダムをつくることになりますんでしょうか。二万二千のピーク流

量、これに対応するために、ダムでの治水効果ですよね。そうすると、どれだけのダムを今後つくるようなことになるんでしょうか。

○清治政府参考人 先ほど基本高水のお話をさせていただきましたが、利根川の水系につきましては、この八斗島の基準地点で、河道への配分流量というのを一万六千トンということで計画しております。その差の分ですの

で、六千トンを何らかの方法で調節していくことになるわけでございます。

今委員の御指摘のありましたダムというのも一つの方法でありますし、また遊水池等、そういうようなものの可能性もあわせて考えていかなければ

ならないわけであります。これからダムを幾つつくらなければならぬかということについては、詳細なダム地点の検討とかそういうものを経ていくことになりますので、数字が幾つとうものは持つてございません。ただ、六千トンを何らかの形で調節していく

なればならないということになりますので、八ツ場ダムのあとにダムについてもこれから検討していかなければならぬというふうに考えております。

○塩川分科員 既設のダムと、八ツ場ダムも含めてですけれども、それで実際に幾らカットできるという数字になつているんでしょうか。六千トンのうちの

の。

○清治政府参考人 今数字を持ち合わせおりませんが、六千トンのうちのまだ比率としては三割とかそのぐらいにしかなつていないのでないかと。今数字を持ち合わせておりますので詳細には御説明できませんが、そのような現状でございます。

○塩川分科員 六千トンの洪水調節必要量のうち、既設のダムが六個と八ツ場ダムを含めて千六百トンですから、残りは四千四百トンなんですね。そうしますと、単純計算で、八ツ場ダムを含めて七ダムで千六百トンということでいえば、残りの四千四百トンの確保のためには同規模のダムが二

十近く必要になつてくるという計算なんですよ。これから二十近くもダムをつくるということは本当に可能なのか。

大臣、こういう見通しについて、現実的だとお思いになりますか。いかがでしょうか。

○北側国務大臣 今も河川局長が答弁しておりますが、すべてをダムでやろうということではございません。さまざまな方法があるわけでござります。一番いい方法を地元との協議のもとで決めていかないと、いうふうに考えております。

○塩川分科員 いや、これは、遊水池とかはダムですから。要するにダムなんですよ。ダムでこれだけの流量をカットするような対応が必要なわけですから。

そういう点でも、これから二十近くもダムをつくるようなそういう見通しというのは本当にあるのかどうかという点で、私、そこをそもそも考え直す必要があるんじゃないのかなど。そういう

いう点では、私、やれ河川改修とか河川の修繕ですか、そういうところに直ちに取り組むということが改めて求められているんじやないかと思うんです。

その上で、この八ツ場ダムについてですけれども、カスリン台風洪水に関する国土交通省の計算で、八斗島地点における八ツ場ダムの洪水調節効果、資料もいただきましたけれども、三十一の過去の洪水ということで出ていきます。カスリン台風洪水に対応するときの八ツ場ダムの洪水調節効果というのほどどの程度あるのか、お答えいただけますか。

○清治政府参考人 八ツ場ダムにつきましては、吾妻川という支川に建設されるダムでございますが、その流域にたくさんの雨が降る場合とそうでない場合とがあるわけでございまして、カスリン台風のときのようないずれ方においては、八ツ場ダムの効果といふのは、八斗島地点について大きいものは期待できないというふうに計算結果も出でております。

ただし、利根川水系のような非常に流域の大きい川になつてきますと、いろいろな雨の降り方があるわけございまして、そういうものを幾つも検討した結果では、平均的には、八斗島地点で六百トンぐらいの調節効果がありのでは千五百トンとか、そういう効果が見られますけれども、御指摘のカスリン台風の形のものについては、大きい効果は見込めないという結果になつております。

○塩川分科員 もともと八ツ場ダムをつくる理由の一つとして、治水の問題についてはカスリン台風の話がさんざん言われてきたわけですよ。ですから、カスリン台風みたいなものが来れば八ツ場ダムが大きな役割を果たすんだと言っていたのが、実際、国土交通省からいただいた資料を見れば、カスリン台風洪水に対応しての八ツ場ダムの洪水調節効果はゼロなんですね。私、そういう点では、今までのそういう論拠というのは何だったのか、

理由は何だったのかということがそもそも疑われるわけであります。

治水効果があるといつても、水位で見れば全体の中でわずかなものですし、もともと吾妻渓谷そのものが天然のダムとなるような渓谷の地形をなしていますから、洪水調節作用を果たすわけで、私、思うのは、ダムにこだわることがかえつて河川改修などをおくらせることになっているんじやないか、このことを思はざるを得ません。

そういう点でも、私、こういう問題について、洪水調節効果についても再検討する必要があるんじゃないか、このことを改めて思うわけであります。再検討が必要ではないかなと思つておりますけれども、改めて、いかがでしょうか。

○清治政府参考人 委員、冒頭でお話しされました河川整備の基本方針それから整備計画の検討、こういう手続の中で、今御指摘のありましたようなダムの効果でありますとか、それ

から、これからダムがどのくらい必要になるのか、こういうようなこともあるとさせて検討してまいる所存でござります。

○塩川分科員 ダムにこだわることがかえつて被害を大きくしたというのは、私、昨年の新潟県の水害で、経済産業委員会で現地に視察に行って、現場の方からお話を伺いました。三条市の中小企業の社長さんがお話ししていたのが、もともとダムがあるから水害はないということを思つて、水害の保険に入つていなかつた、入つていないう人がもう大半だつたと。

結局は、河川改修が必要だったのにそれを怠つたということが被害を大きくしたわけで、ダムにこだわることがかえつて対策をおくらせることになるんだと。そういう点でも、私、この点での見直しが強く求められていると思うわけです。

そこで、利水についてお伺いします。特に、埼玉県にとつて農業用水の合理化事業の問題があるんですが、その

水利権が暫定的なもので、非かんがい期の水源を別のダムにより手当てしないと安定した水利権とはならないとされております。しかし、現実には水は供給をされているわけですが、安定した水利権として認めない理由は何なのか、この点をお答えください。

○清治政府参考人 農業用水の合理化事業についてのお話がありましたけれども、農業用水は、かんがい用水は大体夏季に必要な用水であります、夏の間の用水を合理化するようにして生み出される新たな水源というのは、その見直しの中で出てくるわけではあります。冬期間につきましては、そもそも農業用水の水利権がもともとないようなところについて生み出すという形にならないわけでござります。したがいまして、冬期間の流況、現在の流況に対して安定した水利権が与え得るかどうかということにつきましては、実際の流況、例えば、これは平成八年とか九年とかには冬期間の取水制限等が行われるような渴水が

起っております。

そういう中で、安定的な水源とするためには、例えば、今の八ツ場ダムの新たな水源開発に乗らなければ水利権を付与することができないということになつております。現在与えられている豊水暫定水利といふものにつきましては、ダムが完成した時点で安定水利になるという、そういう性格のものでございます。

○塩川分科員 しかし、もともと冬場というのは農業用水を使つていないわけですから、農業用水の取水の大半がなくなるわけで、河川の流量が夏季に比べて全体として小さくなるとはいえ、都市用水の取水が困難になることはないわけです。

九七年、九八年のお話もありましたけれども、取水制限のときも余裕があつたわけですよね。冬場に取水制限が行わされた九七年、九八年でも、実際には給水圧の調整もなかつたわけですし、過去二十年間困難になつたことはないですし、流況を調査した

データを見ても、現実には余裕があるということが示されているわけです。

この暫定水利権の問題については、本当にこれは暫定ということが言えるのかということが今問われているわけで、またこれは機会を改めて議論をしたいと思うんですけれども、暫定水利権の扱いを含めた水利権の許可制度について抜本的な検討が必要じやないかというふうに考えているわけ

です。

その上で、最後に大臣にお伺いいたします。

水については、首都圏では、水道事業者はそれぞれありますし、水利権者はそれぞれあるわけですけれども、水そのものは一つのものであつて、それをどう切り分けるかという点は人間の都合であるわけです。そういう点でも、こういった水の融通といふことについて、もっと現実に即した対応をすることが必要なんじやないかと思つてゐるわけです。

例えば、水利権の転用についても、ハ

ードルが高いというふうに言われています。工業用水から上水等への転用が円滑に行えるような制度見直しを求める声もあります。

日本工業用水協会のまとめた今後の工業用水事業のあり方に關する研究会報告書では、上水等への転用が円滑に行えるよう、例えば、転用に伴い、返還する工業用水事業補助金と新たに交付される上水道事業補助金との相殺や、一定の要件を満たした場合の工業用水事業補助金の返還免除など、制度の見直しの検討を求めていきます。

これは、所管は経済産業省といふこともあるでしようし、また農林水産省が対応するといふこともあるでしようし、そういう点でも、こういう転用の問題を含めて、水利権者の間での調整や水道事業者相互の水融通などについて、もつと時代に合わせた柔軟な対応が必要ではないか、このように思いますが、大臣、いかがでしようか。

○北側国務大臣 水利用の合理化と

いうのは、私も必要だというふうに思つております。水利権の転用を初めといたしまして、水道施設における漏水の防止、工業用水における回収利用の向上、それから、下水処理水の再生利用、また雨水の有効利用等々、水利用の合理化はこれからもしっかりと推進をさせていただきたいというふうに思つていろいろでございます。

ちなみに、利根川水系における水利権の転用でございますが、実績は、昭和四十年度から一十六件ござります。そのうち、転用先は二十四件が上水というふうになつていろいろでございます。

○**塩川分科員** 利根川流域の実情に合わない水需要計画や治水対策を見直して、住民の声を反映した水計画をつくること、そういう中でも、八ツ場ダム計画の中止を改めて求めまして、質問を終わります。